

給水装置工事申請申込書

東京都水道局長 殿

該当工種にチェック

両面印刷

必ず両面印刷をご利用ください。
両面印刷でない場合、申請の受付が
できません。

区分	☐ 新設 ☒ 改造 ☐ 撤去
申込月日	令和7 年 4 月 1 日

お客さま番号									
区	水道番号						区分	CD	
0	1	1	2	3	5	4	3	0	9

「新設」の場合のみ記入不要

◎裏面誓約事項等を確認の上、太枠内の該当する項目に記入してください。

◎申込者欄は、「給水装置施行承認申込み」及び「給水装置工事申込み」の場合は申込者を、「指定給水装置工事事業者設計審査申込み」の場合に施工主を記入してください。

◎申込者（施工主）及び指定給水装置工事事業者は、本様式に記載された申込み申請内容を確認し、誓約事項（承諾事項等）の該当する項目に承諾した上で、お申し込みください。

◎指定給水装置工事事業者は、申込者（施工主）に対して工事完了後、完成装置引渡しの際に、完成図を申込者（施工主）に提出してください。

申請する給水装置が支分栓の場合は、
幹栓のお客さま番号を記入
☒ 給水装置工事施行承認申込み
 ☐ 給水装置工事申込み
 ☒ 指定給水装置工事事業者設計審査申込み

工事場所	千代田 ☒ 区 ☐ 市 ☐ 町 飯田橋 1 丁目 1	技術者免状交付番号 0000000 号
申込者 (施工主) 住所・氏名	千代田 ☒ 区 ☐ 市 ☐ 町 飯田橋 1 丁目 1 (フリガナ) ○○○○ ○○○○ 氏 名 ○○ ○○ 電話番号 03-0000-0000	主任技術者 氏名 ○○ ○○
指定給水装置工事 事業者（委任代理人）	新宿 ☒ 区 ☐ 市 ☒ 町 西新宿 2 丁目 8 番 1 号 指定番号 第 00000 号 ○○○工業所（株） ○○○ ○○ 電話番号 03-0000-0000	
工事費請求先 (局受託施行時記入)	〒 ☐ 区 ☐ 市 ☐ 町 ☐ 丁目 番 号 < (3) の場合のみ記入してください。 > (1) 申込者 ☐ (2) 委任代理人 ☐ (3) その他 ☐ 電話番号	

該当する申込区分をチェック

同一敷地内既設給水装置	確認印	メータ呼び径 新 旧 20 (13)	照合 使用中 確認印 中止中	所コード No.	令和 年 月 日 作成
有 ・ 無					

申請内容に合わせて以下のとおり記入する。

新設・・・「新」

改造(口径変更)・・・「新」「旧」

改造(メータ再使用)、「撤去」・・・「旧」

【工事申込みにあたっての注意事項】

- 工事費請求先欄には、工事費の予算額を記入してください。他の場合は住所、氏名及び電話番号を記入してください。
- 工事費は概算額です。工事完了後、工事費の精算を行います。
- 給水条例施行規程第14条第1項に基づき、工事費の納入を要する工事を取り消されたものとみなします。
- 給水条例施行規程第14条第2項に基づき、工事費納入の日から3月を経過しても工事着手の依頼がなされないときは、工事の申込みを取り消されたものとみなします。
- 工事費請求先に対して予算、還付又は追徴ができない場合は、工事申込者に請求又は還付します。

○枚のうちその○

支分栓等、同時に複数の申請を行う場合に
赤書きする。

申込者欄に記名する者(以下「申込者」という。)の誓約事項、承諾事項等

誓約事項

- 1 本給水装置工事申請は、東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号。以下「給水条例」という。)に基づき申し込んでいます。
- 2 設置した給水装置を使用する見込みがなくなったときは、自己の負担により撤去します。
- 3 この工事に関する利害関係人の同意は、既に申込者が得ていますが、万一、利害関係人その他の者からの異議があっても、全て申込者の責任において解決します。
- 4 申込者は、以下の各項の条件を熟知し、本給水装置を起因とした問題が生じた場合は、申込者が責任を持って解決し、水道局に一切迷惑をかけません。
- 5 本給水装置が以下の各項に該当し、かつ、所有者を変更するときは、各承諾事項について譲受人に継承するとともに、所有者の名義変更を水道局へ届け出ます。

委任代理人の指定

- 1 本工事の施行に当たり、表面に記載の指定給水装置工事事業者を委任代理人として指定します。
- 2 この工事に関連する一切の責任を申込者及び委任代理人で負います。

三階までの例外による給水、特例直圧給水又は増圧給水設備を設置する給水方式を採用する給水装置を設置するに当たり、次の条件を承諾します。

- 1 次の事項を理解し使用者等に周知させるとともに、給水についての異議・申し立てを水道局に一切しないこと。
- 2 特例直圧給水方式を採用する建物において、給水栓を設置する建物の階数、所要水量、配水管の水圧その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、あらかじめ確保したスペースを利用して増圧ポンプ(減圧式逆流防止機器及び制御装置等を含む。)を設置すること。
なお、その際には水道局に届け出ること。
- 3 増圧直結給水方式を採用する建物の場合、水道局が行う配水管工事等において、受水タンクのような貯留機能がないため水の使用ができなくなることを承諾するとともに、増圧給水設備の管理について責任を持って行います。
- 4 増圧給水設備を設置した場合は、東京都給水条例施行規程(昭和33年東京都水道局管理規程第1号)第8条の2に基づき、一年以内に一回の定期点検を行うとともに、必要の都度、随時に保守点検又は修繕を行うこと。
- 5 停電・故障、制限給水、事故、水道施設の工事等による、一時的な水圧低下に伴う上層階での断水や出水不良が発生した場合は、共用の直圧給水栓を使用すること。
- 6 親メータにおいて計量法に基づくメータの取替え又はメータ異状等による取替えが必要となった場合、都の基準で任意設置が認められているメータバイパスユニットを設置しないものは、断水となることを承諾するとともに使用者等へ周知し、メータの取替えに協力すること。
- 7 三階までの例外による給水、特例直圧給水又は増圧給水設備設置による給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し、水道局又は、その他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。
- 8 既設の受水タンク以下の装置を使用した場合(既設配管使用)は、これに起因する漏水等の事故について申込者等の責任において解決すると共に、水道局の指示に従い速やかに改善すること。
- 9 申込者又は給水条例第15条において選定を必要とする管理人を変更するときは、水道局に届け出ること。
- 10 子メータとして都のメータを設置する場合は、子メータとの接続及び子メータ前後の配管に、都が指定した材料を使用すること。
- 11 子メータとして都のメータを設置した場合は、メータの管理及び検針に支障がないよう努めること。
- 12 オートロック式建物の場合は、各戸メータの検針、メータの取替え等、水道局の業務が支障なく行えるよう入館方法を提示すること。

住宅用スプリンクラー設備を設置するに当たり次の条件を承諾します。

- 1 災害・その他正当な理由(制限給水、事故、水道施設の工事等)によって、一時的な断水や水圧低下等により、住宅用スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道局が一切責任を負わないことを認めること。
- 2 住宅用スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても水道局が一切責任を負わないことを認めること。
- 3 住宅用スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合には、本設備は条件付きであることを賃借人に熟知させること。

私設メータを設置するに当たり、次の条件を承諾します。

- 1 私設メータの設置に係る工事は、都指定給水装置工事事業者が施行すること。
- 2 私設メータの設置及び維持管理に関する一切の費用は、申込者が負担すること。
- 3 私設メータの本体には、容易に分かるように「私設メータ」と書いた札を取り付けること。
- 4 私設メータには、都が使用するメータと混同しやうい表示は行わないこと。
- 5 使用水量の管理用その他として、必要最小個数を設置するものとする。
- 6 設置に伴って発生した計量に関する問題については、申込者の責任において処理し、水道局へ異議を申し出ないこと。
- 7 上記のほか、私設メータの設置に関して水道局から指示があった場合は、その指示を守ること。

給水装置の主管部への活水器又は浄水器等(以下「活水器等」という。)を設置するに当たり次の条件を承諾します。

- 1 水道局の水質責任範囲は、活水器等の上流までとし、これより下流は設置者(所有者)の責任で管理すること。
- 2 給水条例第18条に規定する水道使用者等の管理上の責任に基づき、活水器等の使用に応じて適正な管理を行うこと。
- 3 集合住宅等、申込者以外の使用者がいる場合は、活水器等の使用状況、管理責任等について説明し、使用についての承諾を得ておくこと。

給水補助加圧装置の設置するに当たり、次の条件を承諾します。

- 1 給水補助加圧装置の機能を適正に保つため、定期点検を行うとともに、必要の都度随時に修繕を行うこと。
- 2 制限給水時等水圧低下に伴う出水不良が発生した時や、断水時等には、給水補助加圧装置の使用を一時的に中止すること。
- 3 給水補助加圧装置に起因して逆流が発生し、水道局又は、他の使用者に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。

兼業公衆浴場の給水装置の取扱基準特例措置を申請するに当たり、次の条件を承諾します。

- 1 洗濯機(全自動のものに限定する。)への給水は、上部からの落とし込みで、越流面と吐水口空間との間隔が40mm以上ある構造であること。
- 2 給水器具との接続は、容易に着脱できる構造であること。
- 3 洗濯機を脱衣場内に設置して、入浴者のみに使用するもので、かつ、水道使用者が洗濯機の使用状況を常に監視するなどして、洗濯機の故障等により汚水の逆流のおそれがあるときは、直ちに洗濯機を給水装置から切り離し、申込者等が常に汚水の逆流防止に努めるものであること。

水道直結型太陽熱利用給湯システム又は直結型循環式給湯システム(以下「システム」という。)の設置に当たり、次の条件を承諾します。

- 1 システムは、水道直結となるため「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)」に適合したものを設置すること。
- 2 システムは、水道水の性質を変化させるおそれがあるため、水道局の水質責任範囲は、システムの上流側までとし、これより下流は申込者等の責任で管理すること。
- 3 水質検査のために、直結の共用給水栓等を設置すること。
- 4 水道施設への逆流を防止するため、システムの上流側に逆流防止用具を設置すること。
なお、補給水用又は循環用としてバイパス配管が設けられるものについては、その分岐上流側に逆流防止用具を設置すること。
- 5 システム及び逆流防止用具について、定期的に点検を行い維持管理に努めること。
- 6 集合住宅等、申込者以外の水道使用者がいる場合は、システムの管理責任及び水質管理責任等について周知すること。

●給水条例第15条に定める管理人の選定に該当する場合は、以下「◎」を記入してください。また、下記 aからdまでの所有者等が表面の申込者と同一でない場合は、下記に記入してください。下記への記名者は上記の申込者の誓約事項及び承諾事項等を了承したものとします。

- a 給水装置不使用兼撤去届に記載する届出者(電子申請における申込みの場合)

住所	電話番号	氏名
----	------	----

- b 三階までの例外による給水、特例直圧給水または増圧給水設備を設置する給水の方式を採用する給水装置の設置者(所有者)

住所	電話番号	氏名
----	------	----

- c ☐住宅用スプリンクラーの設置者(所有者) ☐私設メータの設置者(所有者) ☐活水器等の所有者 ☐給水補助加圧装置の所有者
☐兼業公衆浴場の給水装置の取扱基準特例措置の申請者 ☐水道直結型太陽熱利用給湯システム又は直結型循環式給湯システムの所有者(該当する者にチェック☑する)

住所	電話番号	氏名
----	------	----

- d ☐住宅用スプリンクラーの設置者(所有者) ☐私設メータの設置者(所有者) ☐活水器等の所有者 ☐給水補助加圧装置の所有者
☐兼業公衆浴場の給水装置の取扱基準特例措置の申請者 ☐水道直結型太陽熱利用給湯システム又は直結型循環式給湯システムの所有者(該当する者にチェック☑する)

住所	電話番号	氏名
----	------	----

◎給水条例第15条に定める管理人の選定に該当する場合、記入してください。

住所	電話番号	氏名
----	------	----